

株式会社創和会計事務所/高橋秀明税理士事務所・報酬規定及び関与内容規定

I 基本業務報酬

1. 顧問契約報酬

(消費税込み)

① 税務会計業務報酬	顧問報酬
年間取引金額 5,000万円未満	33,000円
5,000万円以上	44,000円
1億円以上	55,000円
2億円以上	66,000円
3億円以上	77,000円
4億円以上	88,000円
5億円以上	99,000円
6億円以上	1億円増すごとに20,000円相当を加算

業務内容:税務相談・経理会計相談・試算表の作成等。
記帳代行については取引件数により加算があります。

② 決算書作成報酬	決算時
年間取引金額 5,000万円未満	165,000円
5,000万円以上	220,000円
1億円以上	275,000円
2億円以上	330,000円
3億円以上	385,000円
4億円以上	440,000円
5億円以上	495,000円
6億円以上	1億円増すごとに50,000円相当を加算

業務内容:決算相談、総勘定元帳の作成または支援、決算書の作成等。
法人税・所得税・地方税確定申告書の作成・申告。
消費税申告がある場合には30,000円を加算します。

2. 所得税確定申告書作成報酬

(消費税込み)

① 申告書作成報酬	申告時
年金・給与合算のみ	22,000円
寄付金控除のみ	22,000円
医療費控除のみ	33,000円
住宅取得控除のみ	66,000円
株式譲渡のみ (取引明細1枚に付き)	22,000円～

不動産譲渡所得	年取引高3,000万円未満	110,000円
	年取引高5,000万円未満	165,000円
	年取引高 1億円未満	220,000円
	年取引高 3億円未満	385,000円
	年取引高 3億円超	550,000円～

事業所得及び不動産所得(5棟10室未満/以上は顧問報酬)		
白色申告	1,000万円未満	年間110,000円
白色申告	2,000万円未満	年間220,000円
青色申告	1,000万円未満	年間165,000円
青色申告	2,000万円未満	年間330,000円
	2,000万円以上は上記顧問報酬規定に準ずる。	

株式会社創和会計事務所/高橋秀明税理士事務所・報酬規定及び関与内容規定

II 随時業務報酬

(消費税込み)

- | | |
|--|-----------------------------------|
| ① 年末調整業務報酬(税理士業務/年末調整及び法定調書作成申告)
従業員数1名より
5名増すごとに | 11,000円～
11,000円を加算 |
| ② 償却資産税申告書作成報酬(税理士業務)
1市区町村につき | 11,000円 |
| ③ 各種届出書類の作成報酬(税理士業務)
1事案につき
業務内容:法人設立届出書、青色申告承認申請書等、
所得税・法人税に関する各種届出書の作成・申告 | 44,000円 |
| ④ 会社設立書類作成報酬(行政書士業務)
定款作成その他の書類作成 | 88,000円 |
| ⑤ 建設業報酬(行政書士業務)
決算届出
新規手続き(実費別)
更新手続き(実費別) | 44,000円～
110,000円～
55,000円～ |
| ⑥ 会社議事録作成報酬(任意業務)
株主総会・取締役会議事録等(商業登記に係る議事録含む) | 22,000円～ |
| ⑦ 税務調査の立会い
1日当たり | 55,000円 |

III 税務会計経営等相談報酬(税理士業務)

(消費税込み)

1. 基本報酬

口頭(電話対応・メール対応)又は面談	30分まで	5,500円
口頭(電話対応・メール対応)又は面談	以降30分毎につき	5,500円
書面によるもの	一事案につき	55,000円

業務内容:簡易な税務相談・一般的な経理会計相談等
2. 調査研究報酬

事案により別途ご相談のうえご請求いたします。
 業務内容:調査研究を要する税務相談
3. 監査業務報酬

訪問監査	顧問報酬を勘案して、月次訪問いたします。
応接監査	月次顧問契約を頂いた場合、時間予約のうえ来所願います。

業務内容:自計化の会計監査、税務・会計・経営相談等

IV 相続関係報酬(税理士/行政書士業務)

(消費税込み)

1. 相続手続き報酬

資産の額により増加します 戸籍調べ/資産調べ/財産目録作成/遺産分割協議書作成/仲裁 相続税申告書作成・提出/預貯金解約その他名義変更手続き 不動産登記は別途パートナー司法書士へ依頼	おおよそ遺産の1.5% 最低220,000円～ 実費加算
--	------------------------------------
2. 生前財産目録作成報酬

戸籍調べ/資産調べ/財産目録の作成	220,000円+実費
-------------------	-------------

株式会社創和会計事務所/高橋秀明税理士事務所・報酬規定及び関与内容規定・附則

附則事項

- ① 給与計算は、受託できません。=>パートナー社会保険労務士ご紹介
顧問契約を頂いた場合には、一般的な給与計算のご相談には応じます。
- ② 社会保険・労働保険加入手続きは=>パートナー社会保険労務士ご紹介
- ③ 既に税理士に依頼されている事業者が当事務所へ税理士変更する場合。
東京税理士会規定により現行税理士報酬を据え置いて受託可能となります。
※綱紀監察事案※